

第7 粉末消火設備

1 使用の制限等

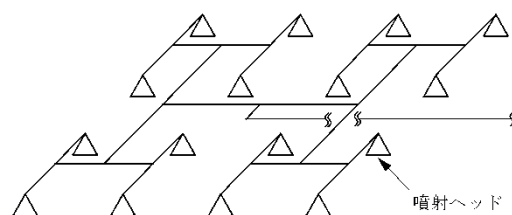
- (1) 道路の用に供される部分には、第3種粉末を放射する移動式のみ設置できること。
なお、当該部分が屋上以外となる場合には、粉末消火設備を設置できないこと。
- (2) 駐車場の用に供される部分及び令別表第一(13)項イで使用する消火剤は、第3種粉末とすること。

2 消火剤

消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）第7条に適合する成分及び性状の検定品を使用すること。

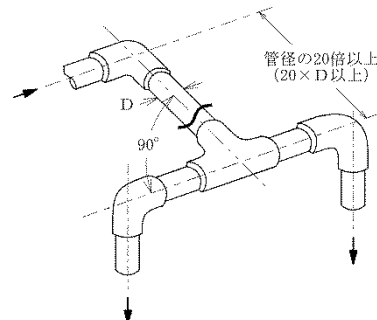
3 全域放出方式

- (1) 貯蔵容器の設置場所
「第5 不活性ガス消火設備」3(1)によること。
- (2) 貯蔵容器等
規則第21条第4項第2号から同項第4号までの規定及び「第5 不活性ガス消火設備」3(2)によるほか、次によること。なお、「低圧式貯蔵容器」を「加圧式の貯蔵容器等」に読み替えること。
ア 貯蔵タンクは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に適合するものであること。
イ 消火剤が円滑に流動し、かつ、放出用ガスが分離しにくいものであること。
- (3) 選択弁
規則第21条第4項第11号の規定及び「第5 不活性ガス消火設備」3(3)アからウによること。
- (4) 容器弁等
「第5 不活性ガス消火設備」3(4)によること。
- (5) 容器弁の開放装置
「第5 不活性ガス消火設備」3(5)によること。
- (6) 配管
規則第21条第4項第7号の規定及び「第5 不活性ガス消火設備」3(6)ア及びイによるほか、次によること。
ア 噴射ヘッドを設ける枝配管に至るまでの配管の分岐は、放射圧力が均一となるようにトーナメント方式とすること。（第7-1図参照）



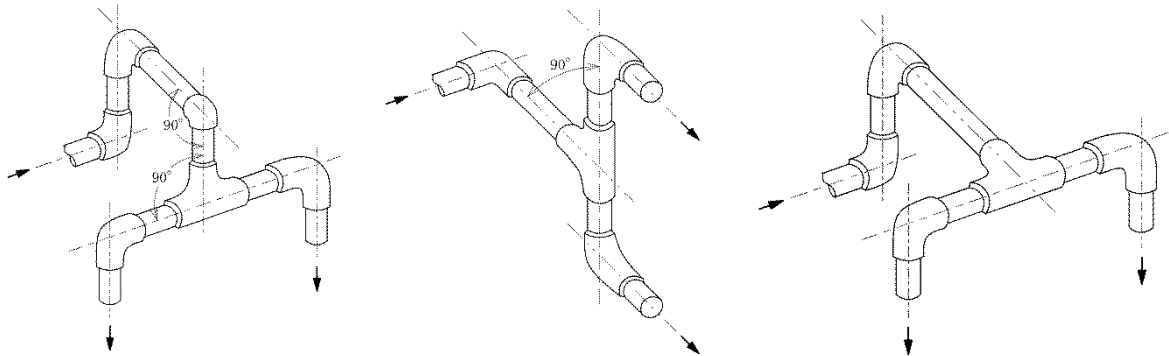
第7-1図

イ 配管を分岐する場合は、貯蔵容器等側にある屈曲部から分岐管までの長さを、当該管径の20倍以上とすること。(第7-2図参照)



第7-2図

ウ 規則第21条第4項第7号へのただし書きの措置とは、第7-3図の配管方式又はこれと同等の性能を有するものを使用した場合をいうものであること。



第7-3図

(7) 噴射ヘッド

「第5 不活性ガス消火設備」3(7)によること。

(8) 防護区画の構造等

令第18条第1号の規定及び「第5 不活性ガス消火設備」3(8)アからサまでによること。●

なお、「不活性ガス消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

(9) 制御盤等●

「第5 不活性ガス消火設備」3(10)ア(イ)からカによること。

なお、「不活性ガス消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

(10) 圧力調整器

ア 圧力調整器には、指示圧力が一次側にあっては 24.5MPa 以上、二次側にあっては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

イ 容器開放の際、二次圧力をおおむね 1.5MPa 又は 2.0MPa に減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ 圧力調整器は、有効放射時間において、放射圧力の 15%減まで維持できる流量性能を有するものであること。

(11) 起動装置

規則第21条第4項第14号の規定及び「第5 不活性ガス消火設備」3(11)ア、イ(イ)からウ(ク)によること。

なお、「不活性ガス消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

(12) 音響警報装置

規則第21条第4項第15号の規定及び「第5 不活性ガス消火設備」3(12)アからウ(ア)まで、エからカまで、ク及びケによること。

(13) 放出表示灯

規則第21条第4項第16号の規定及び「第5 不活性ガス消火設備」3(13)ア、ウ、オ及びカによること。

(14) 定圧作動装置

「粉末消火設備の定圧作動装置の基準」(平成7年消防庁告示第7号)に適合すること。

なお、原則として認定品を使用すること。●

(15) 保安措置

「第5 不活性ガス消火設備」3(14)ア(ア)、同(イ)及びイからエによること。

なお、「不活性ガス消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

(16) 非常電源、配線

「第5 不活性ガス消火設備」3(16)によること。

なお、「不活性ガス消火設備」を「粉末消火設備」に読み替えること。

4 局所放出方式

(1) 設置場所

予想される出火箇所が特定の部分に限定され、全域放出方式又は移動式の消火設備が不適當と認められた場所に限ること。

(2) 貯蔵容器の設置場所

3(1)によること。

(3) 貯蔵容器等

3(2)によること。

(4) 選択弁

3(3)によること。

(5) 容器弁

3(4)によること。

(6) 容器弁の開放装置

3(5)によること。

(7) 配管

3(6)によること。

(8) 噴射ヘッド

3(7)によること。

- (9) 制御盤等
制御盤等を設ける場合は、3(9)によること。ただし、遅延装置を設けないことができる。
- (10) 圧力調整器
3(10)によること。
- (11) 起動装置
3(11)によること。
- (12) 音響警報装置
3(12)によること。
- (13) 定圧作動装置
3(14)によること。
- (14) 非常電源、配線
3(16)によること。

5 移動式

- (1) 「第5 不活性ガス消火設備」5によること。(2)による場合は除く。)
- (2) 屋外に設ける機械式駐車装置（昇降機等の昇降装置により車両を収容する工作物をいう。）に移動式粉末消火設備を設置する場合は、次によること。●
 - ア 収容台数の算定については、第3章第1節第4「床面積及び階の取扱い」1(5)オによること。
 - イ 消火設備の設置について
 - (ア) 地上部分に設置した消火設備で消火可能な機械式駐車装置は、地上2段までとし、地上部分が3段以上の場合は、2段ごとに消火足場（幅員0.6m以上とし、柵を設ける等の転落防止措置を講じたもの。）を設け、当該足場にも消火設備を設けること。
 - (イ) 消火足場の両端には、消火及び避難が容易に行えるよう、はしごや階段等を設けること。
 - (ウ) 上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のものの地下部分（地下2段までのものに限る。）は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう、次により設置すること。
 - a 地下1段部分は、地上から放射できるよう各パレットの前後又は左右の位置に2箇所以上の消火口を対角に設置すること。
 - b 地下2段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう各パレットの前後又は左右の位置に2箇所以上の消火口及び消火用配管を対角に設置すること。
 - c 消火口には、それぞれ地下1段又は地下2段の消火口である旨の表示をすること。
 - (エ) 機械式駐車装置に駐車された車両が火災となった場合でも、制御盤、駆動装置、モーター及び配線等の耐火耐熱措置により、地盤面の消火可能な位置に当該車両を移動できる場合は、地盤面に設置された消火設備により警戒することができるものとする。
この場合、耐火耐熱措置は車両を移動するために可動することとなる部分全てに施すこと。
 - (オ) 火災の際、容易に到達でき、かつ、使用できる場所に設けるほか、「第5 不活性ガス消火設備」5(2)、(3)イ及び(4)によること。
- (3) 規則第21条第5項が準用する規則第19条第6項第4号に規定する赤色の灯火は、常時点灯すること。

なお、太陽電池（ソーラーバッテリー）を活用した灯火装置については、屋上等の駐車場部分等で太陽光が直接あたる場所に設置する場合に限り認められるものであること。

6 耐震措置

「第5 不活性ガス消火設備」7によること。